

福岡市公報

平成30年12月20日 第6547号(別冊3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 —

ページ

水 道 局

- 福岡市水道局企業職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規程の一部改正（規程第11号）…………… 1

水 道 局

福岡市水道局企業職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を制定し，ここに公布する。

平成30年12月20日

福岡市水道事業管理者 清 森 俊 彦

福岡市水道事業管理規程第11号

福岡市水道局企業職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する規程（昭和53年福岡市水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表第7 昇格時号給対応表中62の項から78の項までを次のように改める。

62	39	37	54	47	35	33	33
63	40	38	55	48	36	33	34
64	40	38	56	48	36	34	34
65	41	39	57	49	37	34	35
66	41	39	58	50	38	34	35
67	42	40	59	51	39	35	36
68	42	40	60	52	40	35	36
69	43	41	61	53	41	35	37
70	43	42	62	53	41	36	
71	44	43	63	54	41	36	
72	44	44	64	54	42	36	

73	45	45	65	55	42	37	
74	45	45	66	55	42	37	
75	46	46	67	56	43	38	
76	46	46	68	56	43	38	
77	47	47	69	57	43	39	
78	47	47	69	57	44	39	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この規程による改正後の福岡市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成30年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の福岡市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が改正前の規程の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とする。
- 4 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなる職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のある職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正前の規程の規定による号給とすることができる。